

復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興のために、新たに追加された支援制度などをお知らせします。

そうじや・宮城つ子基金

(問)岡山県総社市総務課
☎0866-92-8218

岡山県総社市では、総社市民から寄せられた義援金で「そうじや・宮城つ子基金」を創設し、震災で父母を亡くした宮城県の子どもたちに、義援金を支給します。

◆対象者

三月十一日の時点で宮城県に在住の中学生以下(平成七年四月二日生まれ以降)の児童で次のいずれかに該当する者

- ①震災で両親が死亡
- ②一人親の父または母が震災で死亡した児童

申請用紙に記入し、必要書類を添えて郵送。

申請書の請求など詳しくは総社市役所総務課内「そうじや・宮城つ子基金」事務局(〒719-11192総社市中央一丁目1番1号)までお問い合わせください。

みやぎこども育英募金

(問)県子育て支援課
☎022-211-2528

宮城県では、震災により親を失った子どもたちのために「東日本大震災みやぎこども育英募金」を開設し、企業・団体・個人など幅広く支援を呼びかけています。詳しくはお問い合わせください。

◆寄付の手続き

寄付申出書に必要事項を記入し、県子育て支援課(〒980-8570仙台市青葉区本町三丁目8-1 FAX022-211-2591 Eメールkosodate@pref.miagi.jp)まで送付してください。

◆振込先

| | |
|----------------|---------------------------|
| 受取人 口座名義 | 東日本大震災 みやぎこども 育英募金 |
| 振込先銀行名 口座番号 | 七十七銀行 村井 嘉浩 5518181 |
| 普通預金 | |

国税に関する申告・納付等の期限

(問)古川税務署
☎221711

震災の被害が大きかった地域で、国税の申告・納付等の期限を延長する措置がとられました。このほど、一部地域を除き、三月十一日から九月三十日までの間に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が九月三十日(金)までとなりました。

震災により九月三十日までに申告・納付等の手続きが困難な場合、税務署では個別に期限の延長などの相談に応じています。

固定資産税の減免のための現地調査

(問)税務課
☎232162

固定資産税の減免申請のあつた土地と建物の現地調査を行います。

国民年金減免等の申請期限延長

(問)市民課
☎236079
古川年金事務所
☎231203

国民年金保険料の免除および学生納付特例の申請期間が、震災のために申請する場合に限り、平成二十四年四月二日まで延長されます。

震災で住宅や家財などの財産が、おおむね二分の一以上損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

法務局の相談専用フリーダイヤル

(問)仙台法務局
☎022-225-5718

法務局では「震災により所有者が死亡したけど、相続登記はどうすればいいか」など、震災に伴い生じる不動産や会社の登記に関する相談などに、相談専用フリーダイヤルを設置し応じています。

直接、調査員(市職員二人)が訪問しますので、ご協力を

お願いします。

お願いします。

申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、り災証明書、国民年金被災状況届(申請窓口にあります)、申請する人が同一世帯員以外であれば委任状を把握してください。

◆現地調査の対象

減免申請をした土地・建物(り災証明書のための調査が終了した建物を除く)

◆減免申請の対象

※減免申請のあつた世帯が対象となります。

標準負担額免除期間の延長

(問)保険給付課
☎236051

入院した時にかかる食事療養費および生活療養費の標準負担額免除の有効期限が、当面の間、延長されることになりました。

既に交付している一部負担金等免除証明書は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となっていますが、標準負担額は引き免除となりますので、そのままご使用ください。

※国民健康保険または後期高齢者医療以外の場合は、各保険者にお問い合わせください。

医療機関等の一部負担金の還付

(問)保険給付課
☎236051

一部負担金等の免除の対象となつた人で、一部負担金等免除証明書の交付を受ける前に受診し、既に一部負担金等を支払っていた場合は、還付申請ができます。

※一部負担金等免除証明書の交付を受けた後に支払った

介護保険サービス利用者負担の減免

(問)高齢介護課
☎236125

介護サービスでショートステイ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の食費と居住費の利用者負担免除の有効期限が、当面の間、延長されるようになりました。

既に交付している免除認定証は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となつていまですが、利用者負担は引き免除となりますので、そのままご使用ください。

※震災で被災を受けた前となつた人で、一部負担金等免除証明書の交付を受ける前に受診し、既に一部負担金等を支払っていた場合は、還付申請ができます。

※一部負担金等免除証明書の交付を受けた後に支払った

住宅リリフォーム助成事業

(問)建築住宅課
☎238057

市は「大崎市住宅リリフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市の施工業者を利用して住宅のリリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

次に要件をすべて満たす人

①市内に住所がある人

②リフォームを行う住宅を所有し、かつ居住している人

③市税の滞納がない人

◆対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

①バリアフリー工事

・屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事

・避難設備、防火設備、換気設備の設備工事

・間取りまたは壁紙の変更、畳替え等の模様替えを行う工事

既に交付している免除認定証は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となつていまですが、利用者負担は引き免除となりますので、そのままご使用ください。

既に交付している免除認定証は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となつていまですが、利用者負担は引き免除となります